

大玉村公告第 22 号

令和 7 年 2 月 3 日

大玉村長 押 山 利 一

大玉村木材利用推進方針の公表について

ふくしま県産材利用推進方針の改正に伴い、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の推進に関する法律第 12 条の規定に基づき、大玉村木材利用推進方針を改正したのでそれを公表する。

大玉村木材利用推進方針

平成25年12月17日 制定

令和 7年 2月 3日 改正

第1 趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第11条の規定に基づき、福島県が定めた「ふくしま県産材利用推進方針（平成23年7月12日制定、令和4年4月18日改正）」に即して必要な事項を定め、村内の建築物等における木造化・木質化等を推進することにより、村民にやすらぎとぬくもりのある快適な公共空間を提供するとともに、木材の利用による炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、及び森林の整備の促進による公益的機能の発揮等に資することを目的とする。

第2 用語の定義

この方針に使用する用語は、次の各号のとおりとする。

- ① 「公共建築物」とは、国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物のほか、国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、社会福祉施設等公共施設に準じる建築物をいう。
- ② 「地域材」とは、国内の森林から生産された素材が県内で製材、加工され、流通している木材のことをいう。
- ③ 「木造化」とは、建築物の新築、増築、又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- ④ 「木質化」とは、建築物の新築、増築又は改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第3 公共建築物等における木材利用促進のための基本的事項

1 木材利用を推進すべき公共建築物

本方針において木材の利用を推進すべき公共建築物は、次に定めるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が村内において整備する公共の用又は公用に供する建築物
- (2) 国又は地方公共団体以外の者が村内において整備するもので、次に該当し、広く村民に利用される建築物
 - ア 社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設等）

- イ 学校教育施設（学校、幼稚園等）
- ウ 社会教育施設（公民館等）
- エ 社会体育施設（体育館等）
- オ その他村長が必要と認める施設

2 公共建築物における地域材利用の推進

公共建築物を整備する際の木材利用については、放射線量等の安全性に配慮しながら、できる限り大玉村内又は福島県内で素材生産された木材(以下「地域材」という。)の使用に努めるものとする。

3 公共建築物の整備のための地域材の安定供給の確保

大玉村は、福島県、公共建築物の整備に係わる民間事業者、林業従事者、木材関連業者、木造化を推進する建築士等との連携を図り、公共建築物や 民間建築物への木材利用の推進とそれに供する地域材の安定供給の整備促進に努めるものとする。

第4 公共建築物における木材利用の目標

1 公共建築物における地域材の使用

村が実施する公共建築物に使用する木材は、次に掲げるいずれかの理由に該当する場合を除き、地域材の利用に努めるものとする。

- (1) 法令等の規定により、地域材の指定ができない場合
- (2) 製品に要求される品質及び性能の確保ができない場合
- (3) 地域材の供給が困難である場合
- (4) その他、地域材を使用することが困難であると認められる場合

2 公共建築物における木造化の推進

村が整備する公共建築物のうち、高さが13m以下で軒高が9m以下であり、延べ床面積が1,000㎡以下の公共建築物及びこれに付属する工作物は、次に掲げるものを除き、原則として木造により整備するものとする。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難である施設
- (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難である施設
- (3) その他、木造化することが困難な理由があるもの

3 公共建築物の木質化の推進

村が整備する公共建築物のうち、建築基準法その他法令に基づく基準等によって木造化

ができないと判断された場合であっても、木造と非木造との混構造とすることを検討するなど、施設に要求される品質及び性能等並びにコスト面における課題を総合的に考慮し、可能な限り木材の利用に努め、木質化を図るものとする。

4 備品等における木製品の利用

村が公共建築物に導入する備品及び消耗品については、地域材を用いた製品を積極的に導入するものとする。

5 木質バイオマスエネルギー利用施設の導入

村が整備する公共建築物における空調設備やボイラー等の設置に際しては、ペレットやチップ等の木質バイオマスを燃料とする施設の導入に努めるものとする。

また、当該機器に係る燃料については、原則として県産材に由来する燃料を使用するものとし、やむを得ない理由により該当する燃料の使用が困難な場合は、地域材に由来する燃料を優先的に利用するものとする。

第5 公共建築物以外の建築物等における地域材の利用促進

1 民間建築物への地域材の利用促進は、民間事業者による施設の整備において、地域材を利用することへの理解を得るとともに、地域材活用事例や地域材関連製品の紹介、情報等を積極的に行うこととする。

2 公共土木工事等における地域材の利用

村が実施する公共土木工事等においては、整備等施設の耐久及び維持管理を検討したうえで、地域材の使用が有効と判断したときは、積極的に地域材の使用に努めるものとする。また、建設業者に対し、木材を利用した技術や製品情報の提供を行い、土木工事等への地域材利用の促進を図ることとする。

3 木質バイオマスの利用促進

村は、民間事業者が整備する建築物や民間住宅への木質バイオマスエネルギー利用施設の導入に関する積極的な情報提供を行い、木質バイオマスの利用拡大に努めるものとする。

第6 建築物木材利用促進協定

1 村は、事業者等が建築主である「建築物における木材の利用に関する構想」又はその他の事業者等による「建築物における木材の利用の促進に関する構想」及びこれらの構想の達成に資するための情報提供その他の支援に関する事項を定めた協定（以下「建築物木材利用促進協定」という。）を締結することができる。

2 村は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、協定の内容、協定の名称、対象区域、有効期間、参加者の氏名を大玉村のホームページで公表するものとする。

3 協定締結にあたり必要な事項は別途定める。

第7 木材利用の拡大に向けた情報発信

地域材を公共建築物等への積極的利用をする事で、木材が有する調湿性、断熱性、緩衝性、紫外線吸収効果、リラックス効果等木材の良さを実感する機会を提供するとともに、木材の利用による炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現や森林づくりの必要性等について村民の理解を深めることとする。

また、木材利用の意識醸成を図るため、小中学校等における森林環境学習の実施や、児童、生徒等が木材による物づくりを体験する機会を創出するなど、木育を推進するものとする。